

田川建設労働組合規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この組合は、組合員が主体となり、自主的に労働条件の維持改善をはかり、組合員の社会的、経済的地位の向上をはかることを目的とする。

第 2 章 目的と事業

第 2 条 (名 称)

この組合は、田川建設労働組合といい、事務所を鶴岡市におく。

第 3 条 (事業・活動)

第1条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 組合員の就労、賃金、安全衛生など労働条件の改善をはかること。
- (2) 組合員の福利厚生に関すること。
- (3) 建設工事の共同受注、及び工事請負に関すること。
- (4) 組合員の事業に関する経営、技術の改善に関すること。
- (5) 組合員の教育及び情報の提供に関すること。
- (6) 「労働保険の保険料の徴収に関する法律」 に定める労働保険事務組合の業務。
- (7) 「建築士法」にもとづく建築設計事務所の業務。
- (8) 「全労済」共済事業の業務の受託に関すること。
- (9) 前各号に附帯する業務。

第 4 条 (組合員資格)

この組合は、田川地方及びその隣接地域において住宅建設等建設産業に従事する者を以って組織し、加入脱退は自由とする。

但し、労働組合法第2条但し書第1項の規定に該当する者を除く。

第 5 条 (会議の定足数と議決)

組合の会議は、その構成員の過半数の出席を以って成立し、議事は出席者の2分の1以上で決定する。

第 3 章 組織・機関

第 6 条 (支部・分会)

この組合に支部または分会をおくことができる。

2. 支部は原則として居住地区毎におく。
3. 支部のなかに分会をおくことができる。

第 7 条 (機 関)

この組合に次の機関をおく。

- (1) 大 会 (代議員による大会も含む)
- (2) 執行委員会
- (3) 監査委員会
- (4) 委 員 会

第 8 条 (大 会)

大会は、この組合の最高議決機関であって、毎年1回執行委員長が招集する。

2. 執行委員長が特に必要と認めたときは、執行委員会の議決を経て臨時に大会を招集できるものとする。
3. 組合員がその総数の3分の1以上の署名をもって大会の開催を請求したとき、執行委員長は可及的すみやかに大会を招集しなければならない。
4. 大会において役員は議決権を有しない。

第 9 条 (代議員による大会)

規約第10条第1号乃至第3号の議決を要する場合を除き、前条の大会は代議員による大会でこれにかえることができる。

2. 前項による大会の代議員は、支部又は分会毎に組合員13人につき1人の割（端数が生じたときは四捨五入）で所属支部又は分会で選出する。

第 10 条 （大会の議決事項）

次の事項は大会の議決によらなければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員選挙
- (3) 同盟罷業開始の決定
- (4) 運動方針、収支予算案の決定
- (5) 事業活動報告及び収支決算書の承認
- (6) 関係団体への加入、脱退
- (7) 組合員の除名
- (8) 執行委員会が特に必要と認めた事項

第 11 条 （委員会）

委員会は大会に次ぐ決議機関であって、委員及び本部役員を以って構成し、毎年数回執行委員長が招集する。

第 12 条 （委員の選出）

委員は役員及び委員選出規程にしたがい選出し、その任期は役員に準ずる。

第 13 条 （委員会の議決事項）

次の事項は委員会で決定しなければならない。

1. 大会に提出する諸議案
2. 大会で附託された事項
3. 執行委員会の報告の承認

第 14 条 （委員会の責任）

委員会はその議決について大会に対し責任を負う。

第 15 条 （委員の欠員補充）

委員会は欠員となった委員の後任をその選出支部・分会の選出にもとづいて確認する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

第 16 条 （執行委員会の構成）

この組合の業務の執行にあたるため執行委員会をおく。

2. 執行委員会は、執行委員長・副執行委員長・執行委員を以って構成する。

第 17 条 (執行委員会の招集)

執行委員会は定例月 1 回開催するものとし、執行委員長がこれを招集する。

2. 執行委員長は緊急必要ある場合、臨時に執行委員会を招集できる。
3. 執行委員の 3 分の 1 以上の同意を以って、書面で執行委員会の開催の請求があったとき、執行委員長は執行委員会を招集しなければならない。

第 18 条 (責 任)

執行委員会は、業務の執行の結果につき、すべて大会に対して責任を負う。

第 19 条 (事務局)

執行委員会の事務を処理するために事務局を設置する。

第 20 条 (専門部会)

執行委員会は、業務処理上必要に応じ専門部会を設置することができる。

2. 専門部会の運営に関する事項は、執行委員会において別に定める。

第 21 条 (役員及び役員の定数)

この組合に次の役員をおく。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 執行委員長 | 1 名 |
| (2) 副執行委員長 | 2 名 |
| (3) 執行委員 | 7 名以内 |
| (4) 監査委員 | 3 名 |

第 22 条 (役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

1. 執行委員長は、組合を代表し、執行委員会の決定にしたがって業務を処理する。

2. 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときは予め定められた順位にしたがいその職務を代理し、又執行委員長欠員のときはその職務を行う。
3. 監査委員は、基本的に毎事業年度2回組合の財産、執行委員会の業務の執行状況を監査し、その結果を大会及び執行委員会に報告し意見を述べなければならない。

第 23 条 (役員選挙)

役員は組合員の直接無記名投票により選出し、その任期は2年とし、任期中の最終の大会終結のときまでとする。但し、再選を妨げない。

2. 役員選挙は、規約第10条の規定にかかわらず、役員及び委員選出規程によるものとする。

第 24 条 (補欠選挙)

役員の定数に欠員を生じたときは、補欠選挙により補充するものとする。

2. 補欠選挙については、前条の規定を準用する。
3. 補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 組合員の加入と権利義務

第 25 条 (加入)

この組合に加入しようとする者は、その者の居住地の支部又は分会を経由し、加入申込書を組合に提出しなければならない。

2. 組合は前項の申込みに対して遅延なく加入の可否を通知しなければならない。

第 26 条 (差別の禁止)

組合員は如何なる場合においても、人権・宗教・思想・性別又は身分によって組合員たる資格を奪われ、又差別をうけることはない。加入に際しても同様とする。

第 27 条 (組合員の権利)

組合に加入の申込みをした者は、第 25 条第 2 項の通知があったときから組合員となり、組合のすべての問題に参加するとともに次の権利を有する。

- (1) 組合の会議を傍聴すること。
- (2) 役員選挙権、被選挙権及び役員解任請求権
- (3) 個人情報保護法に抵触しない範囲での組合員名簿、議事録、主要帳簿等書類の閲覧請求権
- (4) 除名の通知を受けた者が大会で弁明すること。
- (5) 組合員が組合により平等の取扱いをうけること。

第 28 条 (組合員の義務)

組合員は次の義務を負う。

- (1) 組合の規約を遵守し、機関の決定にしたがって積極的に行動すること。
- (2) 組合が賦課する経費を負担すること。

第 5 章 事務局

第 29 条 (事務局)

執行委員会の事務を処理するため事務局をおく。

2. 事務局は事務局長及び職員を以って構成する。事務局長は執行委員長が執行委員会の議を経て任免する。
3. 職員は事務局長の指示にしたがい、組合の事務を円滑に処理するよう努めなければならない。
4. 事務局員の就業に関する事項は、執行委員会において別に定める。

第 6 章 会計

第 30 条 (組合費、加入金等収入)

この組合の組合費及び加入金は、毎事業年度大会において決定する。

2. 支部・分会は、組合員より組合費等を徴収し、毎月20日まで組合に納入しなければならない。但し、20日が土曜日・日曜日その他休日に当る場合はその翌日までとする。
3. 組合費等の徴収に際し未納が発生した場合、支部・分会はその回収と当該組合員の資格の取扱いについて責を負うものとする。
4. 当該年度分の組合費等の組合への納入は、支部・分会より未納無く最終納入期限の12月末日までに行われなければならない。但し、国保組合の保険料については、その期限は翌年の3月末とする。
5. この組合の経費は、組合費、加入金、手数料、寄附金、その他の収入でまかなうものとする。但し、寄附金の収入があるときは、直近開催の大会に報告しなければならない。

第 31 条 (収支決算報告書)

収支決算報告書はすべての収入と支出及び主たる寄附者の氏名並びにその経理状況をしめし、会計監査人による証明書を添付しなければならない。

2. 会計の処理に関する規程は、執行委員会において別に定める。

第 32 条 (会計年度)

この組合の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第 7 章 賞 罰

第 33 条 (表彰)

この組合に功労のあった者は、執行委員会の議決を経て大会で表彰することができる。

第 34 条 (除名)

組合員が次の各号の1に該当するときは、権利の停止又は除名をすることができる。

- (1) 規約に違反し、著しく組合の統制をみだしたとき。
 - (2) 組合費を2ヶ月以上滞納したとき。
2. 除名の通告を受けた者は、直近の大会において弁明の機会が与えられる。

第 8 章 慶 弔

第 35 条 (共済規程)

組合員の慶弔については、別に定める共済運営規程による。

第 9 章 附 則

第 36 条 (変 更)

規約第10条第1号の規定にかかわらず、この規約は書面による組合員の直接無記名投票によって変更できるものとする。
廃止の場合も又同様とする。

第 37 条 (顧 問)

この組合は、大会の承認を得て顧問をおくことができる。

第 38 条 (適 用)

この規約の変更は、昭和61年2月27日から実施する。

改正 平成11年 2月24日 (同 12年 4月 1日実施)

第30条 (組合費等の組合納入期限)

改正 平成15年 2月22日 (同日 実施)

第6・7・11・12・13・14・15条 (評議員制・評議員分会の発足)

改正 平成15年 2月22日 (同 15年 3月 1日実施)

第23条 (別表の規程化)

改正 平成19年 3月 1日 (同 20年 1月 1日実施)

第6・7・11・12・13・14・15条（評議員制の廃止・評議員分会の呼称解消）

改正 平成19年 3月 1日（同 20年 1月 1日実施）

第21条（執行委員の定員削減）

改正 平成19年 2月18日（同日 実施）

第22条（監査会の年間実施回数）

第27条（組合員の権利と個人情報保護の調整）

改正 平成20年 2月24日（同 20年 3月 1日実施）

第30条（組合費等の未納解消年間最終期限）

改正 平成25年 3月 1日（同 26年 1月 1日実施）

第9条（大会代議員の選出基準）

改正 平成26年 2月23日（同 26年 3月 1日実施）

第4条（組合員資格の地域要件）

改正 令和 2年 2月23日（同日 実施）

第21条（執行委員の定数）

第22条（監査会の年間実施回数）